

内閣府令第二十七号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十七条第四項及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第四十七条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十六条」に、「第三十八条 第四十二条」を「第三十七条 第四十一条」に、「第四十三条」を「第四十二条」に、「第五十五条」を「第五十六条」に、「第五十六条」を「第五十七条」に、「第五十七条 第八十三条」を「第五十八条 第八十五条」に、「第八十四条 第一百四条」を「第七条」に、「第五十七条 第八十三条」を「第五十八条 第八十五条」に、「第八十四条 第一百四条」を「第八十六条 第一百六条」に、「第一百五条 第二百二十四条」を「第一百七条 第二百二十六条」に、「第二百二十五条」を「第二百二十七条」に改める。

第二十一条第二項中「、第四号及び第七号」を「及び第四号」に、「同条第八号」を「同条第六号」に改める。

第二十二条を削り、第二十三条を第二十二条とし、第二十四条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

第二十六条第二項中「第二十五条第一号」を「第二十六条第一号」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条第二項中「第二十五条第一号」を「第二十六条第一号」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条第二項中「第二十五条第一号」を「第二十六条第一号」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十九条第二項中「第二十五条第一号」を「第二十六条第一号」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十条を削る。

第三十一条第二項中「第二十五条第一号」を「第二十六条第一号」に改め、同条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(犯罪収益移転防止対策室)

第三十条 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課に、犯罪収益移転防止対策室を置く。

2 犯罪収益移転防止対策室においては、令第二十七条第七号に掲げる事務（総括分析官及び国際連携対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 犯罪収益移転防止対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、犯罪収益移転防止対策室の事務を掌理する。

第三十二条第一項中「刑事局組織犯罪対策部企画分析課」を「刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課」に改め、同条第二項中「第二十六条第四号」を「第二十七条第四号」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（総括分析官）

第三十二条 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課に、総括分析官一人を置く。

2 総括分析官は、命を受け、令第二十七条第七号に掲げる事務のうち疑わしい取引に関する情報の分析及び提供に関する事務（国際連携対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第三十六条及び第三十七条を削る。

第三十五条第二項中「第二十九条第二号」を「第三十条第二号」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十四条第二項中「第二十八条第一号」を「第二十九条第一号」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十三条第二項中「第二十七条第二号」を「第二十八条第二号」に、「第二十七条第四号」を「第二十八条第四号」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（国際連携対策官）

第三十三条 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課に、国際連携対策官一人を置く。

2 国際連携対策官は、命を受け、令第二十七条第七号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十三条の規定に関する事務に限る。）及び同条第八号に掲げる事務をつかさどる。

第三十八条第二項中「第三十二条第五号、」を「第三十二条第四号、第五号、」に、「第三十二条第五号に」を「第三十二条第四号及び第五号に」に改める。

第二章第一節第四款中第三十八条を第三十七条とし、第三十九条から第四十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第二章第一節第五款中第四十三條を第四十二條とし、第四十四條から第四十九條までを一条ずつ繰り上げる。

第五十一條を削る。

第二章第一節第五款中第五十條を第五十一條とし、同條の前に次の二條を加える。

(外事技術調査室)

第四十九條 警備局外事情報部外事課に、外事技術調査室を置く。

2 外事技術調査室においては、令第四十條に掲げる事務のうち技術的事項に係るものの調査及び企画に関する事務をつかさどる。

3 外事技術調査室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、外事技術調査室の事務を掌理する。

(外事特殊事案対策官)

第五十條 警備局外事情報部外事課に、外事特殊事案対策官一人を置く。

2 外事特殊事案対策官は、命を受け、令第四十條第一号、第二号八及び第三号に掲げる事務のうち国外に

在る日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案への対処に関する事務をつかさどる。

第二百二十六条及び第二百二十七条を削る。

第二百二十五条中「中部管区警察局」を「関東管区警察局、中部管区警察局」に改め、「並びに監察官二人及び会計監査官一人」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、関東管区警察局総務監察部に、監察官三人及び会計監査官一人を、中部管区警察局、近畿管区警察局及び九州管区警察局の総務監察部に、監察官二人及び会計監査官一人を置く。

第二百二十五条を第二百二十七条とする。

第二章第二節第三款中第二百二十四条を第二百二十六条とし、第二百五条から第二百二十二条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第二款中第二百四条を第二百六条とする。

第二百三条第二項中「第九十四条第二号、第九十五条第二号、第九十六条第二号及び第九十七条第四号」を

「第九十六条第二号、第九十七条第二号、第九十八条第二号及び第九十九条第四号」に改め、同条を第二百五条とする。

第二百二条を第四百四条とし、第八十四条から第一百一条までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第二節第一款中第八十三条を第八十五条とし、第八十二条を第八十四条とする。

第八十一条第二項中「事務」の下に「（サイバーセキュリティ研究・研修センターの所掌に属するものを除く。）」を加え、同条を第八十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（サイバーセキュリティ研究・研修センター）

第八十三条 警察大学校に、サイバーセキュリティ研究・研修センターを置く。

2 サイバーセキュリティ研究・研修センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する研究に関すること。

二 警察職員に対する高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関する専門的な知識及び技術に関する学術の研修並びにこれに必要な調査研究に関すること。

3 サイバーセキュリティ研究・研修センターに、所長を置く。

- 4 所長は、警察大学校長の命を受け、サイバーセキュリティ研究・研修センターの事務を処理する。
  - 5 サイバーセキュリティ研究・研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。
  - 6 教授は、研究及び警察職員の研究の指導に従事し、並びに学生の研修に当たる。
  - 7 助教授は、教授の職務を助ける。
  - 8 サイバーセキュリティ研究・研修センターに、研修室を置く。
  - 9 この条に定めるもののほか、サイバーセキュリティ研究・研修センターの内部組織は、国家公安委員会規則で定める。
- 第八十条を第八十一条とし、第五十七条から第七十九条までを一条ずつ繰り下げる。
- 第二章第一節第七款中第五十六条を第五十七条とする。
- 第二章第一節第六款中第五十五条を第五十六条とし、同条の前に次の一条を加える。
- (高度情報技術解析センター)
- 第五十五条 情報通信局情報技術解析課に、高度情報技術解析センターを置く。
- 2 高度情報技術解析センターにおいては、令第四十六条の事務のうち次に掲げるもの(サイバーテロ対策



技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 犯罪の取締りのための情報技術の解析の実施に関すること。

二 犯罪の取締りのための情報技術の解析で高度な技術を要するものに必要な技術的手法の開発に関すること。

3 高度情報技術解析センターに、所長を置く。

4 所長は、命を受け、高度情報技術解析センターの事務を掌理する。

第二百五十一条中「第六十二条及び第六十三条」を「第六十三条及び第六十四条」に改める。

#### 附 則

この府令は、平成二十六年四月一日から施行する。